

令和6年神審第11号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月29日10時20分

富山県生地鼻南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 5.69メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 22キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵区画を配し、同区画前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、操舵区画中央に魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、共に救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和5年10月29日10時00分富山県黒部漁港の係留地を発し、生地鼻南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、目的の釣り場に到着し、約40分後に帰途に就く予定で釣りをを行うこととし、10時10分黒部港北防波堤灯台から190度（真方位、以下同じ。）710メートルの地点で、船首から海中に傘部の直径が0.85メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入し、張り索に連結した直径10ミリメートルの合成繊維製引き索を約10メートル、同アンカーの頂部と連結索でつながれ、円筒形のオレンジ色のブイに連結した合成繊維製引き揚げ索をそれぞれ延出し、両索を船首のかんざしに係止し、船首を南西方に向け、機関を中立運転とし、漂泊を開始した。

a受審人は、同乗者を操舵区画前方に配し、自身は舵輪後方に位置してそれぞれ釣りを行っていたところ、釣果も魚群探知機の反応もなかったので、機関を使用してシーアンカーを揚収し、釣り場を移動することとした。

a受審人は、10時20分僅か前前示漂泊開始地点で、船首が225度を向いていたとき、機関を使用すると船底付近のシーアンカーの引き索が推進器翼に絡まるおそれがあったが、釣りに充てる時間が少なかったことから、少しでも早く釣り場を移動することに気をとられ、船底付近の状況を確認するなど、絡索防止の措置を十分にとることなく、機関を後進に掛けたところ、10時20分黒部港北防波堤

灯台から190度710メートルの地点において、Aは、船首が225度を向いたまま、同引き索が推進器翼に絡まり、その直後に機関が停止して航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、黒部漁港の北防波堤付近の消波ブロックへ圧流され、右舷船尾部外板に凹損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件運航阻害は、生地鼻南方沖合において、漂泊中、機関を使用する際、絡索防止の措置が不十分で、シーアンカーの引き索が推進器翼に絡んだことによって発生したものである。

a 受審人は、生地鼻南方沖合において、機関を中立運転とし、シーアンカーを使用して漂泊中、釣り場を移動することとして機関を使用する場合、同アンカーの引き索が推進器翼に絡むことのないよう、船底付近の状況を確認するなど、絡索防止の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りに充てる時間が少なかったことから、少しでも早く釣り場を移動することに気をとられ、絡索防止の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、機関を後進に掛けたところ、船底付近のシーアンカーの引き索が推進器翼に絡まり、航行不能となる事態を招き、黒部漁港の北防波堤の消波ブロックへ圧流され、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月19日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広